

さらに、企業では法規制と併行して、

- (1) KYK(危険予知、指差呼唱、安全基本行動)活動
- (2) HHK(ヒヤリハット・気がかり)提案活動
- (3) 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)活動
- (4) 経営層を含めた製造現場の環境安全衛生査察

等により環境安全衛生の確保に努めている。

予兆への感性の涵養、実はこれが大事

ハインリヒの法則、知識から実際に生かす道へ